

大町市における 各種補助・助成制度について



北アルプスの麓 水が生まれる

信濃大町

お問い合わせ先 **大町市役所 産業観光部 商工労政課**

〒398-8601 大町市大町3887番地

TEL 0261-22-0420 (内線542) FAX 0261-23-4660

大町市中小企業振興条例に基づく助成制度

1. 趣 旨

中小企業の高度化、共同化等の近代化事業の促進及び指定施設の設置に必要な助成措置を講じることにより、中小企業の振興を図ります。

2. 対象者及び対象区域

市の定めた区域[※]に指定施設を設置する中小企業者又は中小企業団体が対象です。

※ 市の定めた区域とは、事業の種類によって別に定めておりますので、詳しくはお問い合わせください。

3. 補助対象経費と補助額等

事業の種類	対象施設	対象経費	補助率及び限度額
商店街近代化事業 (共同店舗)	中小企業者が設置する中高層耐火建築物(3階以上)の共同店舗(3店舗以上)で、投下固定資産総額が3,000万円以上のもの	商店の近代化を図るための店舗の設置に要する経費	1/20 以内 限度額: 500 万円
共同施設設置事業	(1) 商店街美化施設(街路灯、アーケード等)で共同設置し、投下固定資産総額が100万円以上のもの	中小企業が設置する左欄に掲げる施設設置に要する経費	1/2 以内 ただし、市が国又は県から補助金の交付を受ける場合は2/3 以内 限度額: 2,000 万円
	(2) 駐車場(普通車が同時に10台以上駐車できる規模で商店街からおおむね300m以内に設置するものに限る)	路面舗装、区画線、外柵工事、照明設備その他付帯設備設置に要する経費	
	(3) 商店街が管理する街路灯	商店街が管理する街路灯をLED(高効率型の照明器具をいう)を使用したものに改修(電球をLED電球に交換する場合を含む)又は修繕するために要する経費	1/2 以内 限度額: 50 万円
空き店舗活用事業 ^(注) (1)～(4)までについて、重複して受けることはできない。	(1) 空き店舗を商店街の集客に役立つ施設(ギャラリー、多目的ホール、フリーマーケット等の施設をいう。以下「集客施設」という)として改修するもの	商店街の活性化を図るため空き店舗を左欄に掲げる施設に改修するに要する経費	1/2 以内 ただし、市が国又は県から補助金の交付を受ける場合は2/3 以内 限度額: 500 万円
	(2) 空き店舗を賃借又は購入するものが商業用施設(サービス業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の規定による営業の用に供する施設を除く)を含む。以下同じ)として改修するもの		1/3 以内 限度額: 100 万円
	(3) 空き店舗を商業用施設又は集客施設の用に供するために賃借するもの	左欄に掲げる施設を賃借する場合の家賃	1/2 以内 ただし、月額10万円、12月を限度とする
	(4) 空き店舗を(3)に掲げるもの以外の事業の用に供するために借用するもの。ただし、倉庫、ガレージ等を除く		1/3 以内 ただし、月額10万円、12月を限度とする
商店街災害復興事業	商業の用に供するための施設で市長が認めた集客施設、事務所等で災害により被災し、再建するもの	左欄の施設を被災した日から2年以内に設置するために借り受けた設備資金で、返済期間が8年以上のもの	10/10 以内 ただし、1年間の補助額は150万円、借入日から3年間(据置期間を含む)を限度とする
公害防止施設設置事業	中小企業者等が行う大町市環境保全に関する条例(昭和46年条例第5号)第21条に規定する施設で投下固定資産総額が300万円以上のもの(大町市工場等誘致振興条例の適用を受けたものを除く)	左欄に掲げる施設を設置するに要する経費	1/5 以内 限度額: 1,000 万円
環境緑化整備事業	中小企業者等が行う自らの事業所等の環境緑地化事業で、その緑地面積が事業所等の敷地面積の20%以上かつ事業費300万円以上のもの	左欄に掲げる事業の実施に要する経費	1/5 以内 限度額: 100 万円
従業員福利厚生施設設置事業	中小企業者等が設置する従業員のための宿舍、保健施設、託児施設、教養文化施設、その他市長が特に認める施設で投下固定資産総額が500万円以上のもの	左欄に掲げる事業の実施に要する経費	1/20 以内 限度額: 300 万円

(注) 空き店舗活用事業: 都市計画法に規定する商業地域等に存在し、90日以上利用されていない建物であること。

大町市店舗改修事業補助金交付要綱に基づく補助制度

1. 趣 旨

市内における地域商業の活性化と中心市街地のにぎわい創出を図るため、店舗の魅力及び集客力の向上、事業を継続するための店舗改修工事等に必要な費用に対して補助金を交付します。

2. 対象者及び対象区域

市の定めた区域内※1に存在する建物（店舗）を市内の事業者により改修する事業者※2が対象です。

※1 市の定めた区域とは、都市計画法第8条第1項に規定する近隣商業地域若しくは商業地域又はこれらの地域に隣接する地域

※2 事業者とは、1年以上継続して同一店舗で小売業、宿泊業、飲食サービス業又は生活関連サービスを営む者

3. 補助対象経費と補助額等

対象経費	補助率及び限度額
店舗の改修工事等に要する費用（住宅、倉庫又は車庫の用に供する部分の改修工事等に係る経費は除く。）	1/2 以内 限度額：50 万円

大町市中心市街地振興条例に基づく助成制度

1. 趣 旨

中心市街地に集客施設等を新築・全部改築する事業者に対し、建築費と固定資産税等に相当する額を助成することにより、都市機能の充実を促進し、中心市街地の活性化を図ります。

2. 対象者及び対象区域

中心市街地※1に集客施設等※2を新築・全部改築する事業者が対象です。

※1 中心市街地とは、大町市中心市街地活性化基本計画に定められた区域（105 h a）

※2 集客施設等とは、日本標準産業分類に定める業種のうち、市長が定める業種の用に供する施設

3. 助成対象経費と助成額等

事業の種類	対象経費等	助成額等
建築費等助成金※3	集客施設等を新築又は全部改築するために要した建築費用及び設備費用（解体費用を除く。）	100 分の 5 相当額 限度額：5 千万円
固定資産税等助成金※4	建築費等助成金の対象となった集客施設等の建物及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額	新築又は全部改築した集客施設等の営業開始日以後、賦課年度から3年間

※3 ※4 住宅の用に供する部分及びリース物件は対象経費から除く。

4. 制度の実施期間

本制度の実施期間は、令和5年3月31日までとします。

実施期間内に建築費等助成金の交付決定を受けた事業が対象となります。

◎このパンフレットは、概要を記載しておりますので、詳しくは
商工労政課までお問い合わせください。



大町市起業支援補助金交付要綱に基づく補助制度（新設）

1. 趣 旨

市内の地域活性化及び定住促進を図るため、個人が新たに起業する初期費用に対して補助金を交付します。

※八坂・美麻地区については、別に補助金制度があります。

2. 対象者及び対象区域

市内の対象地域（八坂・美麻を除く）で起業する者であり、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 「大町市過疎地域起業支援事業補助金」、「大町市過疎地域起業育成支援事業補助金」又は「大町市地域おこし協力隊起業支援補助金」の交付を受けた者でないこと。



3. 補助対象経費と補助額等

対象経費等	補助額等
①設備費及び備品費 ②法人登記に要する費用 ③知的財産権登録に要する経費 ④広告宣伝費及び市場調査に要する経費 ⑤技術指導受入れに要する経費 ⑥上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費	10分の10以内 限度額：100万円

4. 交付の要件及び条件

補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

- (1) 大町市創業支援協議会の相談窓口において、起業のための指導を受けていること。
- (2) 補助事業の内容が地域の活性化に資するものであること。
- (3) 起業する事業が、他の制度に基づく補助を受けていないこと。
- (4) 起業後3年以上、市内において補助事業を継続すること。
- (5) 補助金の請求までに、市内に住民登録をし、かつ、起業後3年以上居住すること。

※経営計画等の内容を精査した結果、補助事業の継続が難しいと判断される場合は、お断りさせていただくことがあります。詳しくは商工労政課 TEL0261-22-0420（内線542）までお問い合わせください。

大町市過疎地域起業育成支援事業補助金交付要綱に基づく補助制度

1. 趣 旨

過疎地域内（八坂・美麻）の産業振興と定住促進の推進により地域の活性化を図るため、個人等が新たな事業を起こす場合に必要経費に対して補助金を交付します。

2. 対象者及び対象区域

- (1) 過疎地域内で起業する者であって、同地域に住所を有し、又は住所を有することを予定するもので、申請時において50歳以下のもの
- (2) 起業時において、主たる事業者となる者
- (3) 大町市創業支援協議会の相談窓口において、起業のための指導を受けた者
- (4) 市税等の滞納がない者

3. 補助対象経費と補助額等

補助金の種類	対象経費等	補助額等
研修費補助金	新たに事業を始めること（起業）を目的に研修する場合、研修に要する経費	月額20万円以内 最長12ヶ月間
事業所開設費補助金	工房、事業所等を新たに開設する場合の経費	10分の10以内 限度額：300万円

※補助金の交付は、同一の者につき、それぞれ1回限りとする。

研修終了後、又は事業所の開設後、遅滞なく起業し、3年以上継続すること。

市、県等の他の制度に基づく補助を受けている経費は、補助金の対象とならない。

詳しくは大町市八坂支所 総務係 TEL 0261-26-2001 大町市美麻支所 総務係 TEL0261-29-2311 までお問い合わせください。